

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年8月17日
【事業年度】	第1期（自平成19年1月12日 至平成19年3月31日）
【会社名】	(株)アスラポート・ダイニング
【英訳名】	Asrapport Dining Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山口 伸昭
【本店の所在の場所】	東京都港区海岸一丁目16番1号
【電話番号】	03-5405-4467（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 経営企画部長 鈴木 豊
【最寄りの連絡場所】	東京都港区海岸一丁目16番1号
【電話番号】	03-5405-4467（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 経営企画部長 鈴木 豊
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪府中央区北浜一丁目8番16号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月25日に提出いたしました第1期（自平成19年1月12日 至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

3 配当政策

6 コーポレート・ガバナンスの状況

(5) 責任限定契約の内容の概要

(6) 取締役の定数及び選任の決議要件

(7) 株主総会決議事項を取締役会で決議できることとした事項

(8) 株主総会の特別決議の要件

3【訂正箇所】

訂正箇所は__線で示しております。

第一部【企業情報】

(訂正前)

第4【提出会社の状況】

3【配当政策】

(訂正前)

当社は、可能な限り安定的な配当水準を維持することを配当政策の基本としており、設備投資やキャッシュ・フローの状況を勘案のうえ、業績への連動性を重視した利益配分を行うことを基本方針としております。

内部留保金については、中長期的な視点に立ち、新規出店や業態開発などの設備投資並びに財務体質の強化などに活用し、企業価値の向上を図っていく所存であります。

(訂正後)

当社は、可能な限り安定的な配当水準を維持することを配当政策の基本としており、設備投資やキャッシュ・フローの状況を勘案のうえ、業績への連動性を重視した利益配分を行うことを基本方針としております。

当社は、期末配当の年1回の剰余金の配当を行うこととしており、これらの剰余金の配当の決定機関は、株主総会であります。また、当社は取締役会の決議により毎年9月30日を基準日として、会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

内部留保金については、中長期的な視点に立ち、新規出店や業態開発などの設備投資並びに財務体質の強化などに活用し、企業価値の向上を図っていく所存であります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

《略》

(4) 役員報酬及び監査報酬

《略》

(訂正後)

《略》

(4) 役員報酬及び監査報酬

《略》

(5) 責任限定契約の内容の概要

① 社外取締役との責任限定契約

当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、500万円以上であらかじめ定めた金額と法令が規定する額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結しております。

② 社外監査役との責任限定契約

当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、100万円以上であらかじめ定めた金額と法令が規定する額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結しております。

(6) 取締役の定数及び選任の決議要件

当社の取締役の定数は8名以内とし、取締役の選任決議は株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数以上をもって行う旨を定款に定めております。

(7) 株主総会決議事項を取締役会で決議できることとした事項

① 自己株式取得に関する要件

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

② 取締役の責任を免除することができる旨

当社は、取締役がその職務の遂行にあたり、その能力を十分に発揮し、期待される役割を果たすことを目的として、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項に定める取締役（取締役であったものを含む。）の賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

③ 監査役の責任を免除することができる旨

当社は、監査役がその職務の遂行にあたり、その能力を十分に発揮し、期待される役割を果たすことを目的として、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項に定める監査役（監査役であったものを含む。）の賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

(8) 株主総会の特別決議の要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。